

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（社会福祉課）

### 一 趣旨

厚生労働省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正する。

### 二 内容

救護施設及び更生施設において、入所者に対する個別支援計画の作成を義務化する。

### 三 施行期日

公布の日